

平成 29 年第 4 回市会定例会

議案等提出一覧

I 一般議案	42件	
1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告	5件	市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告 ほか4件
2 諮問	1件	退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問
3 条例の制定等	22件	
(1) 条例の制定	3件	横浜市市庁舎商業施設の運営に関する条例の制定 ほか2件
(2) 条例の一部改正	19件	横浜市庁舎駐車場条例の一部改正 ほか18件
4 道路の認定廃止	1件	峰沢第332号線等市道路線の認定及び廃止
5 財産の取得	1件	金沢区大道二丁目所在土地の取得
6 指定管理者の指定	7件	地区センターの指定管理者の指定 ほか6件
7 その他	2件	当せん金付証券発売の限度額 ほか1件
8 契約の締結等	3件	
(1) 契約の締結	2件	横浜文化体育館再整備事業契約の締結 ほか1件
(2) 契約の変更	1件	高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事請負契約の変更
II 予算議案	2件	
1 補正予算	2件	平成29年度横浜市一般会計補正予算（第5号） ほか1件
合計	44件	

平成29年11月28日発送

平成29年12月5日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長 佐藤 広毅 Tel 045-671-2046

(予算議案について) 財政局財政課長 高澤 和義 Tel 045-671-2230

I 一般議案

件名	概要
1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（5件）	
市報第15号 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告	市営住宅使用料の滞納に係る訴えの提起、和解及び民事調停 ①訴えの提起 件数: 1件 総額: 約1,574千円 ②和解の成立 件数: 6件 総額: 約1,439千円 平均: 約240千円/件 ③調停の申立て 件数: 3件 総額: 約433千円 平均: 約144千円/件 ④調停の成立 件数: 2件 総額: 688千円 平均: 344千円/件
市報第16号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 環境創造局 4件 資源循環局 11件 道路局 2件 消防局 12件 教育委員会事務局 1件 西区 1件 磯子区 1件 港北区 1件 合計: 33件 総額: 約8,895千円 平均: 約270千円/件
市報第17号 貸金返還等請求事件についての訴訟上の和解の専決処分報告	民事訴訟法に基づく訴訟上の和解 (事件概要) 本市が貸し付けた大学奨学金の未返還分等について支払いを求めたが、被告ら(本人及び連帯保証人)は返還に応じなかった (和解内容) 被告らは、本市に対し、連帯して大学奨学金の未返還分である1,018,800円等を支払う (専決年月日) 29年10月25日
市報第18号 給与等取立事件に係る訴えの提起についての専決処分報告	訴訟物の価額が5,000,000円以下の債権の徴収に係る訴えの提起 (訴えの要旨) 本市が差し押さえた債権の未払い分等の支払いを求める (相手方) 株式会社古美術永澤 (訴訟物の価額) 3,835,394円 (専決年月日) 29年7月20日
市報第19号 損害賠償請求事件に係る訴えの提起についての専決処分報告	訴訟物の価額が5,000,000円以下の債権の徴収に係る訴えの提起 (訴えの要旨) 被告が運転する自動車との交通事故により破損した本市の庁用自動車の修理代金に係る損害賠償金等の支払いを求める (相手方) 瀬谷区在住の男性 (訴訟物の価額) 344,876円 (専決年月日) 29年9月8日
2 諮問（1件）	
諮問市第4号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問	横浜市教育委員会が、28年10月20日職員の退職手当に関する条例(神奈川県条例)第12条第1項の規定に基づいて行った一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分を取り消す裁決を求める審査請求(審査請求人)青葉区在住の男性 (諮問内容)棄却 (根拠法令)地方自治法第206条第2項(議会への諮問)
3 条例の制定等(22件)	
(1) 条例の制定(3件)	
市第59号議案 横浜市市庁舎商業施設の運営に関する条例の制定	(内容)新市庁舎商業施設の運営に関する基本方針を明らかにするとともに、契約の仕組みや事業者の選定等に関し必要な事項を定める (施行日)公布の日 ※7頁参照
市第60号議案 横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定	生産緑地法の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める (内容)生産緑地地区の面積要件を300平方メートル以上とする (施行日)公布の日

<p>市第 61 号議案 横浜市立子安小学校プール使用料 条例の制定</p>	<p>子安小学校のプールをスポーツ及びレクリエーションの活動のために 使用する場合に係る使用料に関し必要な事項を定める (内 容) ①使用料の上限を1時間までにつき300円とする ②使用 料の減免について定める 等 (施行日) 教育委員会規則で定める日</p>														
<p>(2) 条例の一部改正 (19件)</p>															
<p>市第 62 号議案 横浜市庁舎駐車場条例の一部改正</p>	<p>(内 容) 市庁舎駐車場に自転車等駐車場を設置し、同駐車場につい て利用料金制を導入する 等 (施行日) 市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例の施 行の日</p>														
<p>市第 63 号議案 横浜市一般職職員の分限に関する 条例の一部改正</p>	<p>教育公務員特例法施行令の一部改正に伴う関係規定の整備等 (内 容) ①引用条文の改正 ②心身の故障による休職期間を最長3 年で統一する 等 (施行日) 公布の日</p>														
<p>市第 64 号議案 横浜市職員に対する期末手当及び 勤奨手当に関する条例の一部改正</p>	<p>横浜市人事委員会からの勧告を尊重し、期末・勤奨手当の支給割合を 改定する (内 容) 年間支給月数 ①再任用職員以外：4.35月 → 4.45月 ②再任用職員： 2.30月 → 2.35月 等 (施行日) 公布の日</p>														
<p>市第 65 号議案 横浜みどり税条例及び横浜市緑化 地域に関する条例の一部改正</p>	<p>都市緑地法の一部改正に伴う関係規定の整備 (内 容) 引用条文の改正 (施行日) 30年4月1日</p>														
<p>市第 66 号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部 改正 (内 容) ①指定の取消しに伴い、個人市民税の寄附金税額控除の対象から削除する</p> <table border="1" data-bbox="231 1238 1457 1402"> <thead> <tr> <th>特定非営利活動法人の名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人ろばと野草の会</td> <td>中区松影町3丁目11番地の2</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人ばれっとの会</td> <td>鶴見区鶴見中央三丁目26番14号</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹</td> <td>金沢区富岡東一丁目10番12号</td> </tr> </tbody> </table> <p>②指定の更新に伴い、個人市民税の寄附金税額控除の対象として定める</p> <table border="1" data-bbox="231 1442 1457 1568"> <thead> <tr> <th>特定非営利活動法人の名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム</td> <td>戸塚区深谷町1,411番地の5</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人アクションポート横浜</td> <td>中区山下町25番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(寄附金税額控除の対象となる寄附金の支出期間) 30年1月1日～34年12月31日 (施行日) 30年1月1日</p>		特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2	特定非営利活動法人ばれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5	特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地														
特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2														
特定非営利活動法人ばれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号														
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号														
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地														
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5														
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1														
<p>市第 67 号議案 横浜市地区センター条例の一部改 正</p>	<p>(内 容) 荏田コミュニティハウス (青葉区 31年3月開館予定) を 設置する (施行日) 規則で定める日 等</p>														
<p>市第 68 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運 営の基準に関する条例等の一部改正</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係規 定の整備 (内 容) 引用条文の改正 (施行日) 公布の日</p>														

<p>市第 69 号議案 横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備等に伴う関係規定の整備 (内 容) ①認定こども園 (幼保連携型認定こども園を除く。) の認定に関する権限が指定都市に移譲されることに伴う関係規定の整備 ②引用条文の改正 (施行日) 公布の日 等</p>
<p>市第 70 号議案 横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例の一部改正</p>	<p>地方自治法施行令等の一部改正に伴い、療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準を定める (内 容) ①人員基準：看護師及び准看護師の員数について、入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1とする等 ②施設基準：談話室、食堂及び浴室を有することとする等 (施行日) 30年4月1日</p>
<p>市第 71 号議案 横浜市公園条例の一部改正</p>	<p>公園の占用に係る使用料の改定及び都市公園法等の一部改正に伴う関係規定の整備等 (内 容) ①改定：鉄 塔 1㎡につき 4,400円→5,400円/年 公衆電話所 1基につき 4,400円→5,400円/年 等 ②公募対象公園施設 (公募設置管理制度に基づき、民間事業者が設ける施設) の特例として上乘せできる建築面積の割合を10%とする ③公園の公民連携の基本事項等について調査審議等を行う附属機関の設置 等 (施行日) 30年4月1日 等 (関係議案) 市第73号議案</p>
<p>市第 72 号議案 横浜市営住宅条例の一部改正</p>	<p>特定目的住宅に関する規定の新設及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴う関係規定の整備 (内 容) ①車椅子を使用して生活することを前提として整備された市営住宅等を特定目的住宅として位置づけるとともに、特定目的住宅の入居者の資格要件等を定める ②認知症等であって収入の申告や報告の請求に応じることが困難な事情にあると認められる入居者について、本市が書類の閲覧等により把握した本人の収入等を基に使用料を定めることができる旨を規定する 等 (施行日) 30年4月1日</p>
<p>市第 73 号議案 横浜市道路占用料条例の一部改正</p>	<p>道路占用料の改定等 (内 容) ①占用料の算出方法の変更：占用面積の0.01㎡未満を切り捨てる等 ②改定：第一種電柱 1本につき 2,500円→3,000円/年 看 板 1㎡につき11,000円→12,000円/年 等 ③追加：地下に設ける食事施設で階数が1のもの 近傍類似の土地の時価に0.005を乗じて得た額 等 (施行日) 30年4月1日 (関係議案) 市第71号議案・市第75号議案・市第76号議案・市第77号議案</p>
<p>市第 74 号議案 横浜市道路標識の寸法に関する条例の一部改正</p>	<p>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴う関係規定の整備等 (内 容) 案内標識の番号の改正 等 (施行日) 公布の日</p>
<p>市第 75 号議案 横浜市下水道条例の一部改正</p>	<p>一般下水道の土地占用料の改定 (内 容) 第一種電柱 1本につき 2,500円→3,000円/年 橋りょう 幅員が2.5メートル以下のもの 1㎡につき 290円→360円/年 等 (施行日) 30年4月1日 (関係議案) 市第73号議案</p>

市第 76 号議案 横浜市河川占用料条例の一部改正	河川の土地占用料の改定等 (内 容) ①占用料の算出方法の変更：占用面積の0.01㎡未満を切り捨てる等 ②改定：一般下水道の土地占用料と同様の改定 (施行日) 30年4月1日 (関係議案) 市第73号議案
市第 77 号議案 横浜市港湾施設使用条例の一部改正	港湾施設の目的外使用に係る使用料の改定等 (内 容) ①廃止：水平走行式引込起重機 ②改定：第一種電柱 1本につき 2,500円→3,000円/年 第一種電話柱 1本につき 2,200円→2,700円/年 等 ③目的外使用料の算出方法の変更：使用面積の0.01㎡未満を切り捨てる等 (施行日) 30年4月1日 (関係議案) 市第73号議案
市第 78 号議案 横浜市教育文化センター条例の一部改正	(内 容) ①教育センターの位置に西区を追加する ②教育文化ホール及び視聴覚センターを廃止する 等 (施行日) 30年1月25日 等
市第 79 号議案 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例及び横浜市就学奨励対策審議会条例の一部改正	就学奨励金の受給者資格の変更等 (内 容) 就学奨励金の受給対象者に市立小学校等の就学予定者を追加する 等 (施行日) 31年3月1日 等
水第 3 号議案 横浜市水道条例の一部改正	家事用の専用給水装置の工事を行う等の場合の暫定の水道利用加入金を定める (内 容) 水道メーターの呼び径が25以下の給水装置の工事等に係る水道利用加入金の額を暫定的に162,000円から81,000円とする (施行日) 30年4月1日 ※9頁参照

4 道路の認定廃止(1件)

市第 80 号議案 峰沢第332号線等市道路線の認定及び廃止	(認 定) 峰沢第332号線など24路線 (廃 止) 北寺尾第31号線など40路線 合計64路線
-----------------------------------	--

5 財産の取得(1件)

市第 81 号議案 金沢区大道二丁目所在土地の取得	緑地(大道二丁目特別緑地保全地区の一部)を保全するため、土地を買い入れる (所 在) 金沢区大道二丁目2,507番の4 ほか (地 目) 山林及び雑種地 (地 積) 12,327.64㎡ (金 額) 約120,219千円(単価：約10千円)
------------------------------	---

6 指定管理者の指定（7件）

市第 82 号議案

地区センターの指定管理者の指定

名 称 (施設所在地)	指 定 管 理 者	
	名 称	所 在 地
蒔田コミュニティハウス (南区宿町)	特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会	南区浦舟町3丁目46番地
師岡コミュニティハウス (港北区師岡町)	一般財団法人こうほく区民施設協会	港北区菊名六丁目18番10号
霧が丘コミュニティハウス (緑区霧が丘三丁目)	一般社団法人緑区区民利用施設協会	緑区中山町413番地の4
上郷矢沢コミュニティハウス (栄区桂台南二丁目)	特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会	栄区桂町279番地の29

(指定期間) 30年4月1日～35年3月31日

市第 83 号議案

公会堂の指定管理者の指定

(名 称) 泉公会堂 (泉区和泉中央北五丁目)
 (指定管理者) 相鉄企業株式会社 (西区北幸二丁目9番14号)
 (指定期間) 30年4月1日～35年3月31日

市第 84 号議案

スポーツ施設の指定管理者の指定

(名 称) 横浜文化体育館 (横浜文化体育館再整備事業により再整備する施設に限る。) (中区不老町ほか)
 (指定管理者) 株式会社YOKOHAMA文体 (中区尾上町5丁目78番地)
 (指定期間) 横浜文化体育館再整備事業により再整備する横浜文化体育館の供用開始の日～51年3月31日 (関係議案) 市第91号議案

市第 85 号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

(名 称) 青葉区民文化センター (青葉区青葉台二丁目)
 (指定管理者) 東急コミュニティー・神奈川共立・横浜市民施設協会 共同事業体 代表者 株式会社東急コミュニティー (東京都世田谷区用賀4丁目10番1号)
 (指定期間) 30年4月1日～35年3月31日

市第 86 号議案

横浜市社会福祉センターの指定管理者の指定

(名 称) 社会福祉センター (中区桜木町)
 (指定管理者) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 (中区桜木町1丁目1番地)
 (指定期間) 30年4月1日～35年3月31日

市第 87 号議案

福祉保健研修交流センターウィリング横浜の指定管理者の指定

(名 称) 福祉保健研修交流センターウィリング横浜 (港南区上大岡西一丁目)
 (指定管理者) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 (中区桜木町1丁目1番地)
 (指定期間) 30年4月1日～35年3月31日

市第 88 号議案

横浜市国際学生会館の指定管理者の指定

(名 称) 国際学生会館 (鶴見区本町通)
 (指定管理者) 公益財団法人横浜市国際交流協会 (西区みなとみらい一丁目1番1号)
 (指定期間) 30年4月1日～35年3月31日

7 そ の 他 (2件)

市第 89 号議案

当せん金付証券発売の限度額

平成30年度における公共事業等の費用の財源に充てる当せん金付証券 (宝くじ) の発売限度額を定める
 (発売年度) 30年度 (発売限度額) 31,000,000千円
 (議決根拠) 当せん金付証券法第4条第1項

<p>市第 90 号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可</p>	<p>横浜市立大学データサイエンス学部の新設に伴う、市長の認可の一部変更 (内 容) データサイエンス学部の学生から徴収する施設設備費の項目を設定 (議決根拠) 地方独立行政法人法第23条第2項</p>
---	---

8 契約の締結等(3件)

(1) 契約の締結(2件)

<p>市第 91 号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の締結</p>	<p>(契約目的) 横浜文化体育館の設計、建設、工事監理、維持管理、修繕及び運営 (契約金額) 31,330,000,000円 (契約期間) 51年3月31日まで (契約相手) 株式会社YOKOHAMA文体 (議決根拠) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律第12条 (関係議案) 市第84号議案</p>
--	--

<p>市第 92 号議案 綱島小学校通級指導教室及び屋内運動場整備工事(建築工事)請負契約の締結</p>	<p>鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建 1棟 (工事場所) 港北区綱島西三丁目142番地の62 (契約金額) 1,008,180,000円 (完成期限) 31年3月29日 (契約相手) 大洋・小雀建設共同企業体</p>
--	--

(2) 契約の変更(1件)

<p>市第 93 号議案 高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事請負契約の変更</p>	<p>契約金額の変更 (契約金額) 41,127,164,640円 → 39,173,610,960円 (約4.75%減) (変更理由) 建設発生土について、関連工事等で活用すること及び処分先の変更により、工事費が減額となるため</p>
---	--

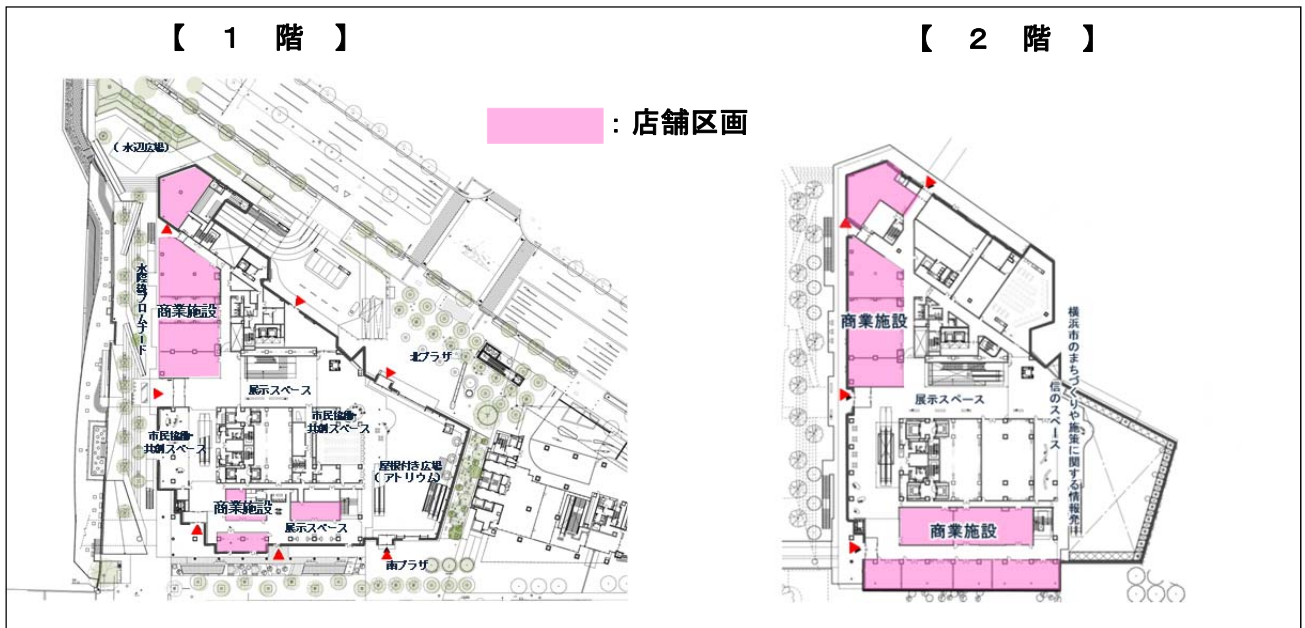
市第 59 号議案 横浜市市庁舎商業施設の運営に関する条例の制定

1 趣旨

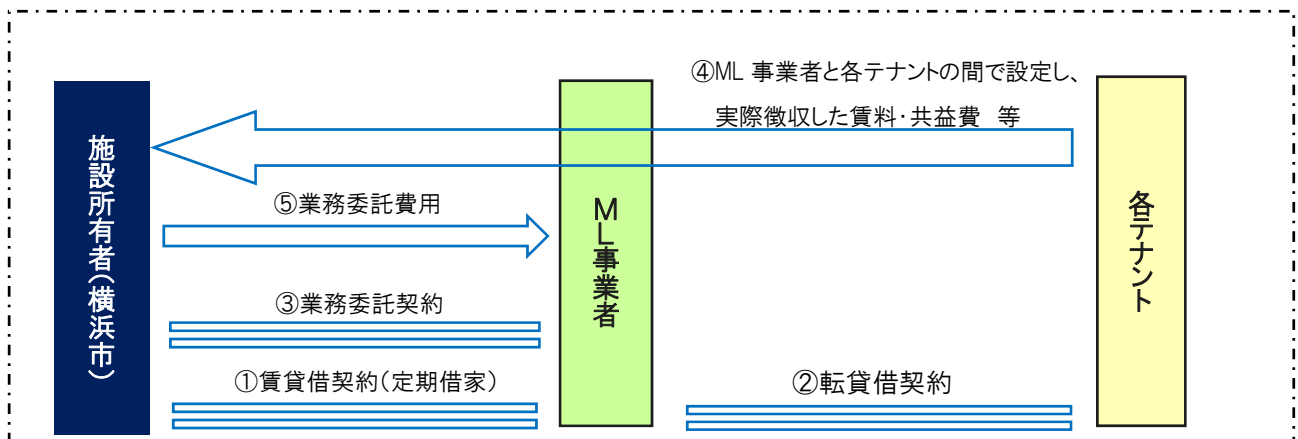
新市庁舎低層部の商業施設（1階・2階）の運営に関する基本方針を明らかにするとともに、契約の仕組みや事業者の選定等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定します。

この商業施設は、専門的な運営のノウハウを有する民間事業者に貸し付けることとし、貸付方式は、横浜の地元店や魅力ある店舗の誘致など、市の方針を踏まえた「横浜らしい賑わいの創出」につなげることができ、提案された計画の履行状況や毎年度の事業計画の市による評価・チェックを契約に盛り込むことができるパススルー型マスターリース方式（※）を採用します。

【新市庁舎低層部の商業施設（1階・2階）】



※パススルー型マスターリース（ML）方式



ML事業者の選定に加え、提案された計画の履行状況や毎年度の事業計画の評価・チェックを行う。

横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会

2 条例の概要

条文	項目	概要
第1条	目的	この条例は、市庁舎商業施設の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする旨を規定します。
第3条	基本方針	市庁舎商業施設の運営に当たって、 <u>5つの基本方針</u> を定めます。 (1) みなとみらい21地区、関内地区等の結節点に位置し、水辺にもつながる立地の特性を生かし、新たなにぎわいの創出及び都心臨海部全体の活性化に資すること。 (2) 横浜の歴史、文化等の特色を大切にし、横浜らしさを表す施設とすること。 (3) 市庁舎に併設するのにふさわしい施設とすること。 (4) 市庁舎及び市庁舎商業施設への来訪者、職員等の利便に資する施設とすること。 (5) 市の歳入の確保に配慮して運営すること。
第4条	市庁舎商業施設の貸付け等	<u>パススルー型マスターリース方式の一連の仕組み</u> を規定します。 (1) 市はマスターリース事業者に対し、テナントへの転貸を目的として市庁舎商業施設を貸し付けるとともに、当該転貸に関連する業務を委託することができる。 (2) マスターリース事業者への貸付料は、マスターリース事業者がテナントとの契約に基づき受領した貸付料、共益費その他これらに類するものの総額とする。 (3) 市がマスターリース事業者の運営の適正を期するため、その状況等に関し報告を求め、必要に応じて、実地について調査し、又は指示するものとする。 なお、 <u>パススルー型マスターリース方式は、貸付料を不動産鑑定評価であらかじめ定めた上で契約を締結する従来の方式とは異なり、マスターリース事業者との契約後に貸付料が決まり、かつ契約期間中に貸付料が変動する方式のため、地方自治法第237条第2項に基づく条例による貸付けとすることを規定</u> します。 (参考) 地方自治法第237条第2項 2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。
第5条・第6条	運営事業者の選定等	マスターリース事業者の選定に関し、公正な選定が行われるよう、必要な事項を定めるとともに、事業者の選定や事業者による市庁舎商業施設の運営の業務に係る評価等を行うため、「横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会」を設置します。
附則	施行日	公布の日

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年1月	第1回市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会開催 (運営事業者選定のための評価基準等審査)
2月	運営事業者募集
6月	第2回・第3回市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会開催(事業提案の審査)
7月	運営事業者の決定

水第3号議案 横浜市水道条例の一部改正

1 趣旨

市内で給水装置の新設工事、改造工事又は増設工事（以下「給水装置工事」という。）を行う場合、工事の申込者から水道利用加入金（以下「加入金」という。）を徴収しています。

この加入金には、水道メーターの呼び径（※1）が25以下で、家事用の給水装置工事の申込者が市内在住3年以上の市民（法人を除く）である場合に、金額を162,000円から81,000円にする制度（以下「現市民適用制度」という。）があります。

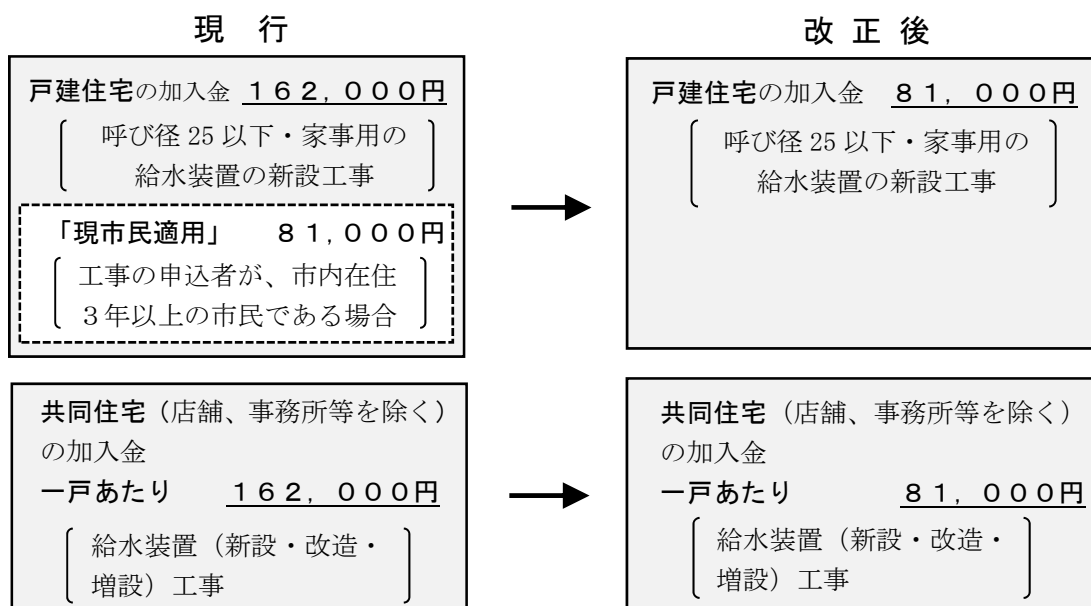
現行の現市民適用制度では、給水装置工事の申込者が適用条件を満たしているかを判定していますが、注文住宅とは異なり建売住宅や共同住宅においては給水装置工事の申込みを不動産事業者が行うため、これら住宅の購入者は、たとえ市内在住3年以上であっても原則として現市民適用制度が適用されません。

そこで、当分の間（※2）、注文住宅か建売住宅かにかかわらず、戸建住宅については、水道メーターの呼び径が25以下であり、かつ、家事用の給水装置の新設工事を行う場合の加入金を一律81,000円とします。また、共同住宅（店舗、事務所等を除く）の加入金を、一戸あたり81,000円とします。これらのため、横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の付則の一部改正を行います。

※1 呼び径とは、水道メーターと給水管との接続口のおおよその内径を表すもので、単位はmmです。

※2 次期の水道料金改定と併せて加入金制度の抜本的な見直しを予定しています。

2 改正の概要



3 施行期日

平成30年4月1日

4 経過措置

条例施行期日前の申込みに係る加入金については、従前の取扱いとします。

5 市民・関係事業者への周知

平成30年1月から、水道局ホームページへの掲示、水道事務所窓口での案内、チラシの配布などにより、市民や関係事業者の皆さまへの周知を行います。

Ⅱ 予算議案

件名	概要
1 補正予算(2件)	
市第94号議案 平成29年度横浜市一般会計補正予算(第5号)	歳入歳出予算補正 補正額 709,167 千円 ほか債務負担行為補正、市債補正、繰越明許費補正
市第95号議案 平成29年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算補正 補正額 77,222 千円

平成 29 年度 12 月補正予算案の概要

12 月補正では、中学校入学準備費の入学前支給や、市街地開発事業や河川整備費における国の認証への対応、残骨灰の売払い実施に伴う市営斎場の利用環境向上に必要な歳入歳出予算補正等を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計	5 事業	709 百万円
特別会計	1 事業	77 百万円
全会計総計		786 百万円

【債務負担行為補正】

一般会計 1 件（予算外義務負担の変更）

【繰越明許費補正】

一般会計 1 件

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 就学奨励費

192 百万円〔一般財源〕

経済的理由により就学困難な生徒の保護者への入学準備費について、これまで入学後に支給していましたが、中学校の入学準備費を入学前に支給します。

◆入学準備費の概要

・対象者

- ① 生活保護を受けている方のうち教育扶助未受給の方
- ② 平成 28 年 4 月以降生活保護を受けられなくなった方
- ③ 児童扶養手当を受けている方
- ④ その他経済的に困りの方

・入学準備費の対象

中学校へ入学するにあたって通常必要とする学用品及び通学用品
(例：かばん、上ばき、通学用服、くつ、雨傘等)

・支給額

47,400 円

・支給時期

入学前の 3 月 ※従前は、入学後の 7 月に支給

◆今回の補正内容

中学校入学前の入学準備費を補正

(2) 東神奈川一丁目地区市街地再開発事業 218 百万円〔国費 136 市債 82 一般財源 1〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、東神奈川駅東口駅前の再開発事業における施設建築物工事に係る補助金について、事業費を増額します。

※あわせて、繰越明許費を設定

(3) 市街地開発事業費会計繰出金 77 百万円〔国費 42 市債 34 一般財源 1〕

本市が施行する新綱島駅周辺地区土地区画整理事業について、国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、市街地開発事業費会計繰出金を増額します。

(4) 河川整備費 144 百万円〔国費 48 県費 48 市債 47 一般財源 1〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額になったことに伴い、帷子川や今井川、阿久和川等の護岸改修に必要な用地取得や支障物の移設等について、事業費を増額します。

(5) 市営斎場利用環境向上等事業 78 百万円〔その他(諸収入)〕

市営斎場の残骨灰売払収入を活用し、斎場の利用環境向上等を実施します。

◆残骨灰の売却の概要

市営斎場で発生する「残骨灰」については、これまで委託で処理をしていましたが、平成 29 年 6 月から売却を開始しました。

29 年度売払収入見込額：78 百万円

※「残骨灰」とは・・・火葬に伴い排出される焼却灰、集じん灰、炉床保護剤、義骨等金物、小さな焼骨の一部等

◆今回の補正内容

市営斎場のトイレの洋式化、休憩室の椅子・机等の備品や壁紙の更新、観葉植物の設置の費用を補正

※今後、売払収入の使い道は、斎場利用者から既に「斎場使用料」を徴収していることを考慮し、斎場利用者の利用環境の向上や、供養の意を表すものに限定します。

2. 12月補正で活用する一般財源と市債

(1) 一般財源 194 百万円

今回の補正では、一般財源が 194 百万円必要となります。この財源については、前年度繰越金（平成 28 年度一般会計決算剰余金の 1/2 : 1, 243 百万円）の一部を活用します。

(2) 市債 163 百万円

今回の補正では、事業の執行見込みにあわせ、市債を 163 百万円増額します。

※平成 26～28 年度の市債活用実績を踏まえ、財政目標の範囲内で活用しています。

（今回の補正額を加えた、中期 4 か年計画における一般会計の市債活用額：5, 976 億円）

3. 特別会計歳入歳出予算補正

(1) 市街地開発事業費会計

ア 新綱島駅周辺地区土地区画整理事業 77 百万円〔一般会計繰入金〕

本市が施行する新綱島駅周辺地区土地区画整理事業における用地費等について、国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、事業費を増額します。

4. 債務負担行為補正（予算外義務負担の変更）

(1) 一般会計 1 件

ア 予算外義務負担の変更を行うもの

事項	期 間		限度額
高速横浜環状北西線立坑内部構築工事に関する協定の締結に係る予算外義務負担	変更前	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	2, 000 百万円
	変更後	平成 30 年度から 平成 36 年度まで	

【変更理由】

平成 29 年度から 31 年度にかけて集中する横浜環状北西線の事業費を平準化するため、首都高速道路株式会社に委託している立坑内部構築工事に立替施行を導入します。

すでに立替施行を実施しているシールドトンネル工事及び設備工事と同様に、工事に係る費用を、工事実施年度の翌年度から 5 か年にわたり分割して支払います。

そのため、債務負担行為の期間を、工事が完了する 31 年度から 5 年間延長し、36 年度までとします。

5. 繰越明許費補正

(1) 一般会計 明許設定額 219 百万円

（東神奈川一丁目地区市街地再開発事業について設定）

◆添付資料

資料 29 年度 12 月補正について《総括表》

29年度 12月補正について 《総括表》

資料

1 歳入歳出補正総括表

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
健福	市営斎場利用環境向上等事業	78	0	0	78	0	0
都整	東神奈川一丁目地区市街地再開発事業	218	136	0	0	82	1
道路	河川整備費	144	48	48	0	47	1
教育	就学奨励費	192	0	0	0	0	192
都整	市街地開発事業費会計繰出金 (新綱島駅周辺地区土地区画整理事業)	77	42	0	0	34	1
一般会計 合計		709	227	48	78	163	194

特別会計

(単位：百万円)

局名	事業名 【会計名称】	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計 繰入金
都整	新綱島駅周辺地区土地区画整理事業 【市街地開発事業費会計】	77	0	0	0	0	77
特別会計 合計		77	0	0	0	0	77

2 債務負担行為設定総括表

一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間		限度額	国費	県費	その他	市債	一般財源
道路	補正前	H30~H31	2,000	1,100	0	0	900	0
	補正後	H30~H36	2,000	1,100	0	0	900	0

3 繰越明許費補正総括表

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	設定額
都整	東神奈川一丁目地区市街地再開発事業	219
設定額 合計		219

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。